

伊佐市農業委員会 6 回総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 9 月 28 日 (木) 午前 9 時 4 分から 10 時 33 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (27 人)

会 長 15 番 池ノ上雅典
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	13 番委員	1 番推進委員	13 番推進委員
3 番委員	14 番委員	2 番推進委員	14 番推進委員
4 番委員		3 番推進委員	15 番推進委員
5 番委員		6 番推進委員	17 番推進委員
7 番委員		7 番推進委員	18 番推進委員
8 番委員		8 番推進委員	19 番推進委員
10 番委員		9 番推進委員	
11 番委員		10 番推進委員	
		11 番推進委員	
		12 番推進委員	

4. 欠席委員 (6 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 10 番委員 13 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について

議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第 6 号「非農地証明願」について

議案第 7 号「別段の面積（下限面積）」の決定について

議案第 8 号 空き家・空き店舗に付随する農地の別段面積及び区域設定に関する規程について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時4分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成29年度 第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
9月17日の南日本新聞をお読みでしょうか。1面と2面に、農地担い手集約期待 農業委員会に推進員新設と言う記事で、伊佐市農業委員会・農地利用最適化推進委員のU委員の活動が掲載されていました。まだお読みでない方はこちらにありますのでご覧ください。

本日、2番農業委員、9番農業委員が欠席で、出席人数は11人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

10番農業委員と13番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 資料の1ページをお開きください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告第1号につきまして、資料1ページ番号1番から3番になります。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が12件、うち田11筆、畑1筆です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、報告第2号「農地の利用目的変更」についてお願いします。

事務局 2ページをお開きください。報告第2号「農地の利用目的変更」につきまして、去る9月11日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。整理番号1番の申請人は、伊佐市大口原田969番地に居住

されている SNさん74歳で、自治会は水ノ手であります。所有者はSSさんで死亡者分であります。申請地は伊佐市大口原田字水流854番1、地目は田、地積は151㎡の1筆で、所在地は伊佐農林高校から北西に500m位に位置し、現在現況は畑であります。申請地は依然、利用目的変更をして畑として利用していましたが、地目の変更登記をせず、また、田として管理したいともことでした。以上のことから、今後畑としての管理は難しく、遊休農地対策及び農地の有効利用としても本届出は適切であると思われまことを報告いたします。

以上報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 3ページをお開きください。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転分についてご説明いたします。番号1番の譲渡人は公益財団法人 鹿児島県地域振興公社です。土地の所在地は、伊佐市大口山野字三丸田4006番、地目は田、地積は2,443㎡です。山野小学校より北東へ約400m、自宅より南東に200mに位置しており、現況は良く管理された田です。譲受人は伊佐市大口山野2479番地に居住する認定農業者の NKさん33歳で、地域振興公社の農地売買事業等を活用されているものであります。

続きまして、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」の貸借についてご説明いたします。6ページをお開きください。

期間は、3年から10年で、地積は田15,260㎡、畑276㎡、計15,536㎡です。利用権を設定する者の数8名、設定を受ける者の数3名、土地の明細につきましては4ページ整理番号1番から5ページ整理番号8番のとおりです。

以上、報告を終わります。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告通り、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。
整理番号1番について1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号1番につきまして、去る9月25日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。

申請人 KTさんは伊佐市大口小木原995番地7に居住され、自治会は小木原下で年齢は56歳です。渡し人 YHさんは伊佐市大口小木原1086番地に居住され、自治会は小木原上中で、年齢は63歳です。

申請地は伊佐市大口小木原字端山下688番157、地目は畑、地積は1,411㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は3,678㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は2km位で、現況は良く管理された農地です。相手方の労力不足と申請人の増反によるもので、申請人の奥様の実家にて生産牛5頭を飼い申請地に飼料を作付されるとのことでした。栽培経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、航空写真等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る9月25日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 HKさんは伊佐市菱刈下手2497番地1に居住され、自治会は下手浜場で、年齢は38歳です。渡し人 SYさんは伊佐市大口白木1番地に居住され、自治会は山之口で、年齢は52歳です。

申請地は伊佐市大口鳥巢字外一丁1062番4と、1062番2の2筆で、地目は畑、地積は合計1,014㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は6,503㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、受人自宅より通作距離は約5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号3番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
整理番号3番につきまして、去る9月19日現地調査、9月27日に申
請者本人確認を行いましたので、10番が報告をいたします。

申請人 TTさんは伊佐市菱刈重留2387番地2に居住され、自治
会は下市山で、年齢は64歳です。渡し人 MKさんは伊佐市菱刈重留
1357番地1に居住され、自治会は重留西で、年齢は74歳です。

申請地は伊佐市菱刈重留字柳ケ丸929番3、地目は田、地積は76
4㎡と、同じく字柳ケ丸930番、地目は田、地積は3,365㎡と、
菱刈重留字井之上1197番、地目は田、地積は2,977㎡と、同じ
く字井之上1200番1、地目は田、地積は349㎡と、菱刈田中字水
掻166番、地目は田、地積は4,158㎡の5筆で、合計11,61
3㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は274,243㎡で、取得可能面積であります。農
業従事者は5名で、通作距離は約3km位で、現況は良く管理された農
地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、航空写真が添付されております。委
員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わ
ります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問
はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号4番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
整理番号4番につきまして、去る9月21日現地調査を行いましたので、
11番が報告をいたします。

申請人 MTさんは伊佐市菱刈重留1484番地18に居住され、自治会は重留東で、年齢は49歳です。渡し人 MKさんは伊佐市菱刈重留1357番地1に居住され、自治会は重留西で、年齢は74歳です。

申請地は伊佐市菱刈重留字鏡落1641番、地目は田、地積は2,623㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は50,214㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約600m位で、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号5番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る9月25日現地調査を行いましたので、13番が報告をいたします。

申請人 HHさんは伊佐市大口牛尾1723番地2に居住され、自治会は鉱業所で、年齢は79歳です。渡し人 SMさんは福岡県福岡市東区若宮五丁目3番33-104号に居住され、年齢は95歳です。

申請地は伊佐市大口牛尾字長畑68番1、地目は田、地積は1,399㎡と、同じく字長畑68番2、地目は田、地積は307㎡で、2筆合計1,706㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は209,426㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数5件について、5件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出」の意見決定について提案いたします。

整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出」の意見
農 業 委 員 決定についてのうち、整理番号1番について、去る9月25日、申請者の NYさんの代理 YHさん立会いのもと、9番農業委員、2番推進委員、私8番農業委員3名で、共同調査を行いましたので8番農業委員が報告をいたします。

申請者は大阪府高槻市寿町3丁目23番地2に居住されている NYさんです。

申請地は伊佐市大口白木字山神1313番106外1筆で、登記地目は2筆とも原野ですが現況は畑、地積は合計で3,507㎡です。なお、字山神1313番106については、現在、ブルーベリーが植栽されています。H建設と利用権設定がなされていますが、12月に引き渡すとのことです。農振除外後は、熊本県芦北郡津奈木町岩城2987番15に居住されている YHさんが太陽光発電を予定されています。所在地は富ヶ丘の中央部にある開拓記念日の近くで、周囲は畑になっています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の除外は問題ないと判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 8番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、意見決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並び許可が決定いたしました。

議長

整理番号2番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番
農業委員

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出」の意見決定についてのうち、整理番号2番について、去る9月25日、申請者KRさんの代理人DTさん立会いのもと、14番農業委員、私10番農業委員2名で、共同調査を行いましたので10番農業委員が報告をいたします。なお、5番推進委員は当日都合により欠席です。

申請者は伊佐市菱刈前目3903番地9に居住されているKRさんです。

申請地は伊佐市菱刈前目字弓掛3903番93で、地目は田、地積は410㎡、同じく字弓掛3903番94で、地目は田、地積は522㎡、同じく字弓掛3903番96で、地目は田、地積は353㎡、同じく字弓掛3903番97で、地目は田、地積は357㎡と、前目字新川4011番31で、地目は畑、地積は1,510㎡の5筆で、地積は田1,642㎡、畑1,510㎡で合計3,152㎡です。現況は字弓掛の4筆は良く管理された農地、字新川の1筆は不耕作地です。所在地は旧菱刈小学校新川分校周辺で、菱刈庁舎から東北東へ約3.5kmに位置しています。以前、農業振興地域整備計画に組み込まれ稲作や養蚕が行われていたとのことですが、周辺の山林化が進み、所有者も高齢になり管理が行き届かなくなったため、代理人の提案もあり、農業振興地域整備計画の一部変更（除外）を申し出たとのことでした。

添付書類として、伊佐市長からの農用地利用計画変更に係る意見について(依頼)、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、農用地利用計画変更現地写真、地図等が提出されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において申請地を農業振興地域整備計画から除外することは問題ないと判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

10番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、意見決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号2番は、意見並び許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、1番農業委員の報告を求めます。</p>
1 番 農 業 委 員	議	<p>議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定についてのうち、整理番号3番について去る9月25日、市役所水道課2名立ち合いのもと、7番農業委員、4番推進委員、私1番農業委員3名で共同調査を行いましたので、1番農業委員が報告をいたします。 申請者は伊佐市大口山野3323番地に居住されています TSさん68歳で、自治会は石井です。 申請地は伊佐市大口山野字内村3085番1で、地目は田、地積は1,511㎡のうち20㎡、同じく字内村3085番2で、地目は田、地積は1,514㎡のうち5㎡で、2筆合計25㎡です。区分としては農振除外で、理由としまして、市水道事業による非常用発電機設置のため、現在、布計水源がありますが、その横に新しい非常用の発電機を設置するもので、許可が出れば基礎工事を行い屋根の取り付けをすることです。変更目的は停電をしたとき、水源地の貯水ポンプが稼働しなくなり、停電が長く続くと断水の恐れがあるとのこと。また、この水源地は大口地区の水道使用量の約50%を供給している重要な水源地だそうです。 添付書類として、全部事項証明書、字図、布計第1水源地電気配管配置図等が添付してあります。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>1番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、意見決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並び許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について、申請件数3件について、意見決定3件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について。整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る9月25日、15番農業委員、13番推進委員、私5番農業委員の3名と、申請者の代理人 O司法書士立会のもと共同調査を行いましたので、5番農業委員が報告をいたします。

申請人 KAさんは、伊佐市大口里2630番地に居住され、畜産経営農家であります。年齢は38歳、自治会は川島です。申請地は、伊佐市大口木ノ氏字下湾洲144番17で、地目は畑、現況は雑種地になっています。地積は2,453㎡です。農地区分は農用地区域内の農地となっています。転用目的は通路及び堆肥舎であります。所在地は大口高校から北へ約900mに位置しており、北側は畜舎、南側は畑、東側は畑、西側は畜舎であり、周辺に与える影響はないものと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、委任条、農地法をよく知らなかったということで、現在、通路として利用していますので始末書が提出されています。また、後で報告しますが議案第5号の整理番号3番と一体事業となっています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る9月25日、司法書士 Oさん立会いのもと、7番農業委員、11番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、1番農業委員が報告をいたします。

申請人 SYさんは、伊佐市大口白木1番地に居住され、年齢は52歳、自治会は山之口です。申請地は、伊佐市大口大島字ツクミ田1031番1で、地目は田、地積は358㎡です。農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は駐車場であります。4～5年建設会社4社が公共工事の現場事務所及び資材置き場として利用されていたようで、現在事務所はなく工事が終わった時砂利などを敷いて返され、草は払ってありました。所在地は大口青果市場より西へ約500mに位置しており、北側は田、西・南側は道路、東側は宅地となっております。

添付書類として、全部事項証明書、字図、地籍図、事業計画書、被害防除計画書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、被害防除に関する誓約書、始末書、委任条等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数2件については、2件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について。整理番号1番、4番については譲受人が同一で一体事業でありますので、一括で報告をお願いします。4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る9月25日、申請人の代理人 行政書士 Kさん立会いのもと、11番農業委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、4番農業委員が報告をいたします。

譲受人は伊佐市大口原田412番地1に居住されている NSさんで、年齢は69歳、自治会は西原であります。譲渡人は奈良県橿原市菖蒲町1丁目18番1号に居住されている HAさんです。

本申請は所有権移使用貸借権設定で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は共同駐車場です。

申請地は伊佐市大口青木字西原木場3027番23で、地目は畑、地積は205㎡であります。所在地は大口温泉病院から南へ約500mに位置しており、現状としては南側は畑・宅地、東側は宅地、北側は宅地、西側は共同住宅・共同駐車場であり、周辺に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が提出されてい

ます。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

次に、整理番号4番について、去る9月25日、申請人の代理人 行政書士 Kさん立会いのもと、11番農業委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので4番農業委員が報告をいたします。

譲受人は伊佐市大口原田412番地1に居住されている NSさんで、年齢は69歳、自治会は西原であります。譲渡人は伊佐市大口元町14番地11に居住されている HSさん69歳で、自治会は上本町です。

本申請は所有権移売買で、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は共同住宅です。これは整理番号1番との兼ね合いで、畑が繋がっており、総会資料の地図で確認できるかと思いますが、前の宅地を利用して、共同住宅・共同駐車場を作られるとそうです。

申請地は伊佐市大口青木字西原木場3027番8で、地目は畑、地積は180㎡であります。所在地は大口温泉病院から南へ約500mに位置しており、現状としては南側は畑・宅地、東側は宅地、北側は宅地、西側は共同住宅・共同駐車場であり、周辺に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番、4番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手。 よって整理番号1番、4番は、処分決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号2番について、13番農業委員の報告を求めます。</p>
13番 農業委員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る9月25日、申請人のNSさんと、母親のMさん立会いのもと、4番農業委員、9番推進委員、私13番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、13番農業委員が報告をいたします。</p> <p>譲受人は伊佐市大口小川内412番地に居住されているNSさん23歳であります。譲渡人は伊佐市大口小川内412番地に居住されているNYさん56歳で、自治会は小川内であります。</p> <p>本申請は使用貸借権で、転用目的は牛舎として利用となっております。申請地は伊佐市大口小川内字野稲畑422番で、地目は畑、地積は665㎡であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっております。所在地は小川内自治会館から西へ約800mに位置しており、南側は田、東側は田、北側は牛舎、西側は山林であり、周辺に与える影響はないものと思われます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、地籍図、残高証明書が提出されています。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>
17番 推進委員	<p>牛舎にしては面積が小さいのではないですか。32㎡ということは、約6m×6m位の牛舎ですか。2、3頭しか飼えないのではないですか。</p>
1番 農業委員	<p>調査の前に本人さんと話をしましたが、実家でお兄さんが牛を飼っているのです、弟のSさんは、今回すぐ側で3頭位飼うとのことでした。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>

		(「はい」という声あり。)
議	長	他に、ご意見・質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	番	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る9月25日、申請人の代理人 ○司法書士立会のもと、15番農業委員、13番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、5番農業委員が報告をいたします。 譲受人は伊佐市大口里2630番地に居住されている KAさん38歳、自治会は川島、畜産農家であります。譲渡人は伊佐市大口里2630番地に居住されている KKさん60歳で、自治会は川島であります。KAさんとは親子関係にあります。 本申請は使用貸借権で、農地区分は農用地区域内農地で転用目的は堆肥舎となっております。 申請地は伊佐市大口木ノ氏字下湾洲144番47で、地目は畑、地積は446㎡内90.87㎡、同じく字下湾洲144番49で、地目は畑、地積は738㎡内151.75㎡、同じく字下湾洲144番54で、地目は畑、地積は6,770㎡内35.93㎡の合計278.55㎡あります。所在地は大口高校から北へ約900mに位置しており、北側は畜舎、南側は畑、東側は畑、西側は畜舎であり、周辺に与える影響はないものと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、使用貸借契約書、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状が提出されています。先程も報告しましたが、議案第4

号農地法第4条の整理番号1番と一体事業になっています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号5番について、3番農業委員の報告を求めます。

3 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
農 業 委 員 のうち、整理番号5番について、去る9月25日、申請人の代理人 T
行政書士立会いのもと、14番農業委員、私3番農業委員の2名で共同
調査を行いましたので、3番農業委員が報告をいたします。なお、10
番推進委員は都合により欠席であります。

譲受人は久留米市田主丸町殖木788番地9に居住されている KK
さんであります。譲渡人は伊佐市菱刈荒田3127番地1に居住されて
いる AKさん80歳で、自治会は青木元であります。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地とな
っており、転用目的は太陽光発電施設であります。

申請地は伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3125番2外1筆で、地目は畑、
地積は合計で1,906㎡であります。所在地は本城小学校から北へ約
1kmに位置しており、南側は畑、東側は太陽光施設、北側は田、西側は
畑であり、周辺に与える影響はないものと思われま。太陽光発電事業
ですが、パネル設置枚数324枚、パネル総面積1,906㎡、パネル
設置容量は95.58kwを予定しています。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、会社の登記事項証明

書、事業計画書、見積書、資金証明書、残高証明書、収支計画書、位置図、配置図、字図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が提出されています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数5件については、5件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番について、
農 業 委 員 去る9月25日、1番農業委員、11番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番農業委員が報告いたします。

申請人 SYさんは伊佐市大口白木1番地に居住されています。申請地の所在地は伊佐市大口白木字松ヶ迫1番2、地目は田、地積は335㎡です。羽月小学校の北西約400mに位置しております。周囲の状況は、東側が宅地、西側が宅地、南側が道路、北側が道路となっております。非農地となった時期は平成6年8月26日頃であります。非農地になった原因は、申請人の父が併設の駐車場として埋め立てたもので、申

請人が相続して農地であることが分かったということでした。現況は、駐車場が併設された宅地となっており、3名の調査員の意見において農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明願いが決定いたしました。

議長 整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番について、去る9月25日、9番農業委員、3番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、8番農業委員が報告いたします。

申請人 KAさんは伊佐市大口曾木2901番地に居住されています。申請地の所在地は伊佐市大口曾木字岩本3162番1、地目は田、地積は520㎡です。当日は、M行政書士を代理人として、土地改良区の役員・事務局も立ち合ってもらい現地調査をしました。この申請地は過去30数年前に圃場整備がなされ、当時の事務の引き継ぎがうまくいかず、平成11年の登記時にまたミスがあり、放置されたままで今日にいたったとのことでした。西太良土地改良区がいまだに両氏に多大なる迷惑をかけているを約束の不履行について謝罪、一切の経費を負担するというので速やかに解決を図りたいと、農業委員会に上申がありました。調査員3名も速やかに解決するべきだという結論になりました。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員
の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明願いが決定いたしました。

議 長 議案第6号「非農地証明願」は2件の申請のうち2件の許可が決定い
たしました。

————— 議案第7号 —————

議 長 議案第7号「別段の面積(下限面積)」の決定について議題といたしま
す。事務局の説明を求めます。

事 務 局 今年の4月の総会において、別段の面積30aという下限面積を平成
27年4月20日から適用していますが、この意思決定について何故今
回議案を提案したかについて、簡単に説明させていただきます。

議案第8号に出てきますが、本市で宅地付き農地、空き家について隣
接している農地(小菜園)の地目が田んぼ・畑である場合、現在の下
限面積で言うと、譲受人は30a耕作していないと取得できないという要
件になっています。

伊佐市では10月1日付けで「空き家・空き店舗バンク」の実施要綱
を定める予定です。その要綱に付随しまして、譲渡人は当然家と農地を
一緒に売りたいですので、その際譲受人は当然農地を30a耕作しなけ
れば取得できない事になります。過去にも多数転用等相談がありました
が許可できない場所等で取得できない事が多々あるため、法律の範囲内
で一定の条件において緩和しようとする動きがあります。

本県では、南さつま市が7月1日から、空き家に付属する農地につい
ては、下限面積を20㎡としております。県内でも徐々にそういう動き

が出てきていますが、まず総会資料の26ページは4月の総会時に示した資料、27ページにつきましては新たな議案となります。

下限面積の設定については26ページに法3条の2項の号に下限面積設定がありますが本市では別段の下限面積を30aにしております。更に農地法施行規則第17条第1項及び第17条第2項第1号及び第2号を簡単に説明しますと、利用状況調査でA判定の場合は地域に応じた面積を集積に支障がなければ別段設定できますということを示しています。そこでこの第1号及び第2号を満たせば更に下限面積を下げるができます。

27ページに、本市が要綱で示す空き家・空き店舗バンクに付属する農地について、過去には国土調査で現況地目において分筆し別地番として農地をしている場所が多いので、こういうことが出てきますが、1行目に遊休農地の解消と定住促進及び地域の活性化を図るため、市が推進する施策の空き家及び空き店舗バンクに登録された土地とそれに付属する農地の活用について別途下限面積を定める。としてありますが、全国の各市町村に下限面積を問い合わせたところ、農地として必ず取得できる面積(1㎡)との判断が一番多かった様です。

本市は空き家に付属する農地につきましては、今後ますます相談があると思われることから法の範囲内において緩和しようと考えますので、27ページにあるように、特例農地の場合に、宅地と農地がセットで売買のみに限り下限面積を1㎡に設定したいと考えましたので、今回議案いたしました。以上です。

議長 只今、事務局の説明がありましたが、委員の皆さんご意見・質問はありませんか。

17番推進委員 1㎡の畑なんかあるんですか。

事務局 現在のところありませんが今後道路買収等で農地が10㎡以下になる可能性もありますので、1㎡であれば全て満たすと考えましたので1㎡にしてあります。

議長 他にございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第7号「別段の面積（下限面積）」について事務局の説明のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員挙手。

よって議案第7号「別段の面積（下限面積）」については決定いたしました。

————— 議案第8号 —————

議長

議案第8号「空き家・空き店舗に付属する農地の別段面積及び区域設定に関する規程」について議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

先程の1㎡に関連して、議案第8号を提案しますが、原則受付事務については市長部局の大口ふれあいセンター内にある伊佐PR課が担当課になります。別紙で伊佐PR課が（案）で上げている「伊佐市空き家・空き店舗バンク実施要綱」も参考に付けてありますが、この要綱に付随する農地法関係の規程を農業委員会で新たに定めたいと考えます。議案第8号で「空き家・空き店舗に付属する農地の別段面積及び区域設定に関する規程（案）」で示しましたが、大事なところは網掛けになっております。

第1条の趣旨については、Uターン・Iターンなどで本市に居住希望される方が田舎で自給自足したという問い合わせもあり、今回この規程を提案したいと思います。

第4条に関しましては、市内の空き家・空き店舗を購入し、となっています。市の要綱（案）では、宅地部分については購入及び貸し借りとなっていますが、農業委員会としては定住をし、そこで農業を営む事を前提としますので、規程（案）としては購入としました。

第5条に関しましては、区域設定というところがありますが、この区域というのをまず設定しなければなりません。他の市町村では、旧市町村単位や校区単位で区域を設定していますが、今回、本市の場合は農用地区域内農地と農用地区域外農地で、区域を設定したいと考えました。

なお、本市農業振興地域整備計画に基づく農用地区域外農地であり、かつ、遊休農地を地番指定する。と示してありますが、農用地区域外農地で、なおかつA判定農地ということになります。

第6条2項は、申請は農業委員会に提出してもらいますが、現地調査をしたうえで、農業委員会の総会で議決し告示することになります。

その他添付資料として、別段面積及び区域の指定申請書、別段面積及び区域の指定取消し届出書を添付してあります。また、登録手続きの流れですが、これについて簡単に説明させていただきます。まず伊佐PR課で空き家・空き店舗バンクに申請する際に、農業委員会に所有者の宅地に付属する農地があるか・ないか調べて、もし農地があった場合は、農業委員会には、先程説明しました別段面積及び区域の指定申請書で申請していただきます。申請が来たら農業委員会の事務局で書類審査・現地調査を行います。判断が難しい場合は委員さんの方に要請し同行していただく場合もあります。

総会時において事務局が、ここの地番を1㎡にしていいか。ということで報告します。委員さんが方に議決していただいて、承認されれば告示します。その後は通常の3条の申請の流れで、その土地は1㎡で取得できます。必ず取得出来るようになっています。農業委員会が受け付けて、委員さんが現地調査して許可案件なので報告をしてもらいます。その後についてはまだはっきり決まってはいませんが、同月または、翌月の総会において、その土地は区域指定を1㎡にしてありますので、それを解除しなければなりません。その土地を買った人がその土地を売ろうとした時、地域指定を1㎡にしていると、誰でも1㎡で売買ができることとなりますので、買った時点で区域指定を解除しなければなりません。流れとしては、まず、区域の指定をする。次に通常の3条の申請処理をする。最後に区域指定の除外をする。計3回申請があった場合は総会にかけることとなります。最後の区域外除外について同月か翌月の総会にかけるか決まってはいません。

説明は以上です。よろしくご審議方お願いします。

議長 只今、事務局の説明がありましたが、委員の皆さんご意見・質問はありませんか。

1 番 今、事務局から空き家に付属している土地と説明がありましたが、これは宅地に隣接している土地ではないんですか？例えば道路を隔てて畑がある。というときに、ここも一緒に菜園として使いたい場合に可能かどうか。

事務局 隣接としなかったのは、例えば1筆あいて小菜園がある場合もあります。付属としたのは、そこまで見るかという判断は、農業委員会の総会での判断によるとしたためです。隣接とすると接していないとダメということになりますので、付属にしていると先程言いましたように1筆あいて小菜園があった場合などを含めた規程になっています。もしそう

いった所があった場合は、事務局が現地確認に行く時、先程規程の6条2項の説明の中で判断が難しい場合は委員さん方に要請し同行をお願いすることもあります。と説明したのがこのことになります。

8 番 今回、PR課が主になって空き家バンクの窓口になるわけだが、農業
推進委員 委員会へも問い合わせが来るのですか。

事務局 あると思います。家を売りたいとの相談はPR課になりますが、それ
に付随する農地がある場合には、先に農業委員会に来る事も予想されま
す。委員さんとしては、聞かれた時には、今回の総会ででた空き家バン
クのことだと。思っという頂ければと思います。また、その時は、農業
委員会に連絡していただければいいですので、このような相談がくるか
もしれないと思っておいて下さい。

議長 他にございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第8号「空き家・空き店舗に付随する農地の別段面積及び区域設
定に関する規程」について事務局の説明のとおり決定することに賛成の
農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって議案第8号「空き家・空き店舗に付随する農地の別段面積及び
区域設定に関する規程」については決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。9月の月例報告をします。
去る6日、9月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務
局の職員が出席しております。

25日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第6回
農業委員会の総会です。

10月の行事予定ですが、5日に10月の定例常設審議委員会が鹿児
島市であります。24日が現地調査です。30日が第7回の農業委員会

議 長	<p>の総会です。 月例報告は以上です。 他にないでしょうか。 (全員なし)</p>
事 務 局	<p>これで、平成29年度 第6回農業委員会総会を終わります。 姿勢を正してください。 一同礼。 おつかれ様でした。 【終了時間 午前10時33分】</p>

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 10 番

伊佐市農業委員 13 番